

花巻市男女共同参画基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 花巻市における男女共同参画社会の実現に向け、その指針として策定した基本計画の見直しを行うため、花巻市男女共同参画基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画基本計画の見直しに必要な事項の検討及び調整に関すること。
- (2) その他市長が男女共同参画基本計画の見直しのために必要と認める事項。

(組織)

第3 委員会は、委員15名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年以内とする。

(委員長等)

第4 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長をおく。

2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年3月4日から施行する。